

1. 件名：柏崎刈羽発電所7号機 燃料プール冷却浄化系弁点検作業について
2. 日時：令和元年12月18日 10時00分～10時55分
3. 場所：原子力規制庁 2階中コア会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
平田上席監視指導官、久光上級原子炉解析専門官

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

原子力運営管理部運転管理グループ

トラブル総括・リスク管理チームリーダー 兼 運転計画グループ 副長
他4名

5. 要旨

東京電力から、柏崎刈羽発電所7号機において、保安規定第74条第1項を適用して燃料プール冷却浄化系弁点検作業を実施する予定である旨、提出資料に基づき説明を受けた。

(1) 対象機器：燃料プール冷却浄化系

作業期間：2020年1月7日（火）～2020年1月8日（水）

作業内容：使用済燃料プール散水管入口弁 [G41-F019A/B]
使用済燃料プール散水管逆止弁 [G41-F020A/B]

弁点検実施にあたっては散水管のサイフォン効果によるプール水の流出を防ぐため、サイフォンブレイク孔の位置まで使用済燃料プールの水抜きを行い、弁点検終了後にオーバーフロー水位付近まで水張りを行って燃料プール冷却浄化系を復旧する。

(2) リスク管理

- ①使用済燃料プールの水位低下に備え、あらかじめ送水用ホースを敷設し補給水系（純水、復水）による速やかな水位回復が可能とする。
- ②弁点検時の不具合発生時に復旧遅れを防ぐため、事前に予備品等を準備する。

(3) 工事期間中のプール冷却機能維持の確認

燃料プール冷却浄化系弁点検に伴う使用済燃料プール水位低下期間中の水位及び水温の管理については、仮設水位計及び水温計を設置し定期的にデータ確認を行うことで燃料プールの冷却機能に支障の無いことを確認する。

(4) その他

原子力規制庁よりG41-F020A/Bに付随するドレン弁の点検の有無を確認したところ、今回は主要弁の点検のみであり、ドレン弁は点検対象ではない旨説明を受けた。

水抜き時のドレン確認等でドレン弁操作が想定されるため、シートパス等の不具合が発生した場合にも対処できる様リスク管理を行い作業にあたることを求め、東京電力から了解した旨回答があった。

6. 提出資料

- ・ 原子炉施設保安規定第74条第1項の適用について
- ・ 参考資料（概略図及びスケジュール）

以上